

令和3年9月定例会・原案可決・全会一致

議会案第11号

国民の命と暮らしを守る新型コロナウイルス感染症対策の実施を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和3年9月17日

提 出 者

郡山市議会文教福祉常任委員会委員長 大 木 進

国民の命と暮らしを守る新型コロナウイルス感染症対策の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会経済活動の制約が長期にわたり、国民生活や経済に深刻な影響を与えている。さらに、デルタ株の感染拡大や、緊急事態宣言が発出されても人流を十分に減少させることができなくなったこともあり、これまでにない新規感染者数を記録するとともに、50代以下で重症化する方々も増加し、全国的にこれまで経験したことのないような医療の逼迫の状況となっている。また、産まれたばかりの乳児が治療を受けることができず、亡くなる事態となっている。今後、「助かる命が助からなくなる」という最悪の事態を食い止め、「国民の命と暮らしを守る」観点から、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の中等症患者については、従来通り「入院して加療を行う」という原則を堅持すること。そのために、都道府県を越えて患者を受け入れる体制や医療関係者を融通し合う体制等を整備すること。
- 2 あらゆる方策を講じても入院ができない場合には、医療体制が特に逼迫している地域に、全国から医療従事者のマンパワーを集集するとともに、臨時の医療施設を設置し、酸素吸入器付きの入院待機ステーションや宿泊療養施設を確保するなど、必要な医療が受けられる体制を整備すること。
- 3 様々な手を尽くしても感染急拡大により、やむを得ず患者が自宅療養する場合には、少なくとも在宅で持続的な酸素投与ができる体制を整備するとともに、感染防護品を確実に供給すること。また、自宅療養中に容体が悪化した場合に、迅速に対応し、確実に入院できる体制を整備すること。
- 4 自宅等で療養している患者が診療を受けられずに放置されることがないように、確実に訪問診療等を受けられる体制を整備すること。
- 5 抗体カクテル療法が必要な場合は、宿泊療養施設や医療機関の外来などでも確実にかつ安全に受けられるよう供給量を確保し、速

やかに体制を整備すること。

- 6 必要な人が検査を受けられる体制を整備するとともに、保健所体制の抜本強化を行うこと。
- 7 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のさらなる追加交付をすること。
- 8 ワクチンの確実な供給に努めるとともに、供給するワクチンの種類・配分量、日程等を、可能な限り早期に具体的に確定させること。予約の取り消し等を余儀なくされている自治体や企業・団体、医療機関等への支援に万全を期すこと。
- 9 ワクチンの接種体制確保のための財政支援を強化するとともに、現場の自治体や医療機関等のそれぞれの状況に丁寧に寄り添い、国としてのあらゆる資源を総動員した支援策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月17日

郡山市議会